

(別 紙 2)

2 吹健国第 1 7 5 7 号
令和 2 年 1 0 月 6 日
(2 0 2 0 年)

大阪府知事 吉村 洋文 様

吹田市長 後藤 圭二

大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る意見書の提出について
(回答)

令和 2 年 9 月 2 3 日付け、国健第 2 0 1 7 号にて御依頼のありました標記のことについて、下記のとおり意見とします。

記

- 1 本市は、大阪府国民健康保険運営方針に記載されている保険料率等の府内統一基準の設定について、多子世帯減免を共通基準に設定すること並びに 6 年間の激変緩和期間中は市の裁量に委ねることを前提に、大阪府国民健康保険運営方針に賛同しています。つきましては、子どもにかかる均等割保険料の軽減措置の創設については、引き続き国に強く働きかけるとともに、軽減措置が設定されなかった場合には、府独自の多子世帯減免を規定すること。
- 2 制度や納付金算定方法の変更は、被保険者の生活に直結する問題であり、市町村には議会や国民健康保険運営協議会等に説明する責務がある。ついては、議論には十分な期間を設け、制度の根幹にかかわる重要な事項を変更する場合には、ブロック会議ではなく府内すべての市町村の意見を反映できるよう、適正な行政手続を検討されたい。
- 3 今後新たな激変緩和措置を講じるに当たっては、当初設定した激変緩和期間に拘らず、被保険者への影響を十分に分析・検証した上で、その延長の検討も含め慎重に対応すること。

以上